

【1号認定用】

支給認定申請に係る提出書類一覧

1 利用者負担額（保育料）算定のために必要となる書類

次の各区分に該当する場合にのみ指定した書類を提出してください。

- 保護者が平成30年1月1日時点で福井市に住民登録を有しない場合
(平成30年1月2日以降の転入の場合)

区分	書類	対象者
ア 市民税が給与から引かれている方	平成30年度(29年分)市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し	父・母
イ 市民税を納税通知書で直接納めている方	平成30年度(29年分)市民税・県民税納税通知書の写し(課税根拠のわかるページが必要)	父・母
ウ 上記いずれかの書類が提出できない方	平成30年度(29年分)市・県民税所得・課税証明書(写し可) ※平成30年1月1日に住所を有していた自治体で取得可	父・母
エ 外国在住であった方	平成29年1月～12月分の収入がわかる書類全て(給与支払い明細等)	父・母

※未提出の場合、利用者負担額(保育料)を最高額で算定します。

- 同居の親族が障害者手帳等の交付を受けている場合

交付を受けている手帳の写し

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

- 入園児童のきょうだい児が次の施設に通い、在籍している場合

①新制度に移行しない幼稚園

きょうだい児に係る幼稚園の在園証明書(様式別紙)

小鳩・仁愛女子短期大学附属・福井大学附属幼稚園

②特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設

各施設が発行する在籍証明書

- 入園児童のきょうだい児が次に該当する場合

①児童発達支援を受けている

(児童発達支援センター等に通い、基本動作指導、集団生活への適応訓練等を受けている)

各施設が発行する通所証明書

②医療型児童発達支援を受けている

(医療型児童発達支援センター等に通い、児童発達支援及び治療を受けている)

各施設が発行する通所証明書

2 その他

- 保護者同士が現在離婚調停中で、お互いの住民登録が別になっている場合

事件係属証明書(家庭裁判所で取得可能)

※離婚前提の場合でも、この証明書を添付できなければ、配偶者について1のいずれかの書類が必要となります。

- 平成30年11月1日以降に福井市に転入する場合

転入誓約書